

金谷保育所の再配置に係る取組の見直しについて

1 見直しの趣旨

金谷保育所の再配置については、令和4年3月に策定した「富津市市立保育所再配置計画（以下「現計画」という。）」において具体的な取組方針を示しているところですが、取組を進めるにあたり、現計画の定めに基づき、同保育所の入所児童保護者から意見聴取を行ったところ、現計画における取組内容と保護者が求める内容に乖離があったことから取組を見直し、適切な再配置を実施します。

2 現計画における取組内容

現計画における金谷保育所の再配置に係る取組内容は、次のとおりです。

（現計画の抜粋）

金谷保育所	<p>津波及び高潮の浸水想定エリア内に立地していること、木造園舎の老朽化、令和元年房総半島台風により施設に甚だしい被害が発生したことから、現在の立地・園舎での継続は困難である。</p> <p>入所児童が20人未満であり、発達に適した集団保育が困難なため廃止するが、新たに、送迎ステーション兼小規模保育所を設置し、3歳以上児は移管統合後の中央保育所へバス送迎、3歳未満児は小規模保育所において保育</p> <p>施設の状況によっては小規模保育所の設置を前倒しし、3歳以上児は竹岡保育所へ集約し、さらには移管統合後の中央保育所へ集約の2段階で実施する必要がある。</p>
-------	---

3 入所児童保護者の意見

金谷保育所の再配置に係る入所児童保護者からの主な意見は、次のとおりです。

- ・ 小規模保育所を利用する意向はない。
- ・ 再配置後に通所する保育所への送迎は、市で対応してほしい。
- ・ 保育所の廃止は承知しているが、再配置の具体的な実施年度を示してほしい。
- ・ 小規模保育所の設置に要する費用は、再配置後の保育所にかけてほしい。

4 見直し後の取組方針

入所児童保護者からの意見を踏まえ、金谷保育所の再配置に係る取組方針を次のとおり見直します。

- ① 適正な入所児童数の確保が見込めないことから廃止する。
- ② 小規模保育所は、設置しない。
- ③ 再配置後に通所する保育所への送迎方法は、入所児童保護者からの意見を踏まえ決定する。

(参考：③の進捗状況)

「スクールバスの活用」及び「金谷地区内の認可外保育施設の活用」について、入所児童保護者と検討中。

5 再配置の実施年度

令和7年度末をもって金谷保育所を廃止します。

6 その他

(1) 金谷保育所における入所児童数の状況 (R6.12.1現在) ※市内児童数

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	定員
児童数	0	1	0	3	2	1	7	40

(2) 適正な入所児童数

市立保育所における適正な入所児童数については、法令及び保育所職員の意見を基に、次のとおりとします。

- ① 3歳以上児 各クラス最低5人程度
- ② 総入所児童数 最低20人程度

(参考：児童福祉法(抄))

第39条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。

(3) 金谷保育所の入所児童保護者等との説明・意見交換会経緯

- ・ 令和5年11月2日 第1回保護者説明・意見交換会
現計画に係る説明・意見交換
- ・ 令和6年7月5日 第2回保護者説明・意見交換会
再配置の実施年度、送迎方法等に係る説明・意見交換
- ・ 令和6年8月1日 第3回保護者説明・意見交換会
送迎方法等に係る意見交換
- ・ 令和6年11月15日 第4回保護者説明・意見交換会
送迎方法等に係る意見交換
- ・ 令和6年12月1日 地元区説明・意見交換会
現計画及び見直し後の取組方針に係る説明・意見交換

(4) 今後のスケジュール

- ・ 令和6年度末まで 送迎方法の決定（2回程度の意見交換会を予定）
- ・ 令和7年度 保育所廃止に向けた手続き・準備
- ・ 令和8年度 保育所廃止